

## 第52回岡山地方裁判所委員会

### 1 開催期日

令和6年9月26日（木）午前10時

### 2 開催場所

裁判所大会議室

### 3 出席者

別紙第1のとおり

### 4 議事等

#### (1) 今回のテーマに関する意見交換

別紙第2のとおり（資料の添付は省略）

#### (2) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第3のとおり

#### (3) 次回期日

未定

(別紙第1)

出席者

委員	芦	田	英	厚
同	岩	崎	香	子
同	上	野	修	嗣
同	梅	本	幸	作
同	大	泉	陽	輔
同	河	本		英
同	小	山	恵	子
同	佐	藤	義	亨
同	谷		征	純
同	頓	宮	尚	公
同	松	本		朗
同	森	富	義	明

(別紙第2)

【今回のテーマに関する意見交換】

事務担当者

最初に、裁判所から「参加しやすい裁判員制度」についてご説明させていただきます。

(裁判所からの説明)

事務担当者

資料に基づき説明

委員長

それでは、先ほどの裁判所からの説明に関しまして、委員の皆さんの中で御質問等ございますでしょうか。その御質問を受けた後で、今回の議題に関する意見交換をしたいと考えております。

A委員

質問なんですけれども、先ほど示していただきました、選任手続期日に来られる方が25～35人であったり、辞退率が7割ぐらいといった状況について、裁判所としては、どういうふうに思われているのでしょうか。テコ入れしないといけないのかなど、どういう御感想や御意見をお持ちなのでしょうか。

B委員

現状としては、何とか踏ん張っているという状況とっております。裁判員裁判という制度の趣旨を考えると、なるべくいろいろな立場の人、いろいろな経験のある方など幅広く国民に参加していただき、国民の良識を裁判の判断に活かしていき

たいということを最大の目的としているところもありますので、参加していただける範囲が小さくなると、その目的がきちんと果たせないと考えているところです。辞退率が下がっている、あるいは出席率が上がっているという傾向にあるのであれば、そのまま現状を維持していけばよいのですが、辞退率が高止まりしている、出席率が低下傾向にあるのであれば、やはり、早めに手を打っておかないといけないと考えています。

#### 委員長

そのほか、御質問はございますでしょうか。

#### C委員

御説明いただいた辞退率の話ですが、選任手続は全国一律のもので、また、広報活動も各地裁はほぼ似通ったことをされているんじゃないかなと思うんですけども、そういった中で、各県で辞退率の高い低いが出る理由、高いところと低いところは何が違うのかといった分析はされていますでしょうか。

#### B委員

なぜ出席率が低いのか、辞退率が高いのかということや、あるいは、この年度についてはなぜそうなっているかというのは、詳細のところは正直分らないというところです。先ほどの事務担当者からの説明の中でもありましたが、例えば、コロナの影響のように推測できることもあります。また、作成名簿の人数の違いもあるかと思います。名簿に登載する人数は、これまでの実績を鑑みて、年間で大体どのくらいの裁判員裁判があるかということのを予測して立てている部分でもありますので、どうしても名簿の人数の多寡がそのまま出席率・辞退率にも影響することになるかと思います。

あとは、これも推測ではありますがけれども、やはり地域差はあるんだろうなと考

えています。各裁判所も全国的に統一的な広報を行っているものや、各地方によって工夫して行っているところもありますけれども、地域によっては、例えば法学部が存在しない地域もありますし、一方で、多数の大学があり、法学部もたくさんあるような地域、あるいは法曹人口が非常に多いような地域もあります。典型的なのは東京、大阪ですけれども、そもそも裁判に対する接し方や認識が、地域によって差はあると考えているところです。当然、人口構成も地域によって違いますし、就労状況も違ってくるということもあり、これらのいろいろな要素が絡んで、辞退率、出席率に影響を与えているのではと考えているところなのですが、残念ながら推測にすぎません。我々が把握できているのは、どのような理由で辞退したのかということなどで、選任手続期日に出席しなかった人については、なぜ出席しなかったのか、当日の体調不良なのか、それとも本当に嫌で行かなかったのかなども分からないということが実情です。

## 委員長

ありがとうございます。補足という形になるかと思いますが、裁判員制度に関わっているお立場として、D委員、岡山の出席率や辞退率について感じられるところはありますか。

## D委員

裁判員の選任手続については裁判所での手続ですので、私の立場からはなかなか見えない部分でございます。ただ、出席率、辞退率を見させていただいても、全国平均とそんなに大きな開きがあるわけでもないと思っていまして、先ほど、B委員から候補者名簿についてのお話がありましたけれども、岡山は裁判員裁判の対象事件数が広島とほぼ同じぐらい多くございますので、そういった中で、名簿の登録の人数を多くしていくと、率として現状の数字にならざるを得ないのではと思うところでございます。

また、裁判への関心ですが、どちらかというと岡山の人たちは、権利意識が高いと思っております。裁判への関心は高いほうではないかと感じてはおります。ただ、裁判所からの呼出しに応じない方もそれなりにいらっしゃると思いますので、その点が少し数に現れたりしているのかもしれませんが。

委員長

ありがとうございます。

裁判に関わるお立場から岡山の出席率、辞退率等について何かありましたら御発言いただければと思います。E委員、いかがですか。

E委員

岡山県はそれなりに広いのですが、裁判員裁判をやっているのは本庁だけです。津山などの県北の方が裁判員に選ばれた場合、何日もこの岡山地裁に来るのがちょっと大変という意見があったと聞いたことがあります。

委員長

F委員いかがですか。

F委員

全国との差といっても、あまりないんじゃないのところが率直な感想です。ただ、全国と同様に、少しずつ悪くなっているんだろうなと思います。

委員長

ありがとうございました。主に裁判に関わっていらっしゃる立場からお話を伺ったのですが、もう一方、G委員、よろしくお願ひします。

## G委員

私はずっと民事ばかりをやってきておまして、裁判員裁判に関わったことがないという経歴ですので、この場で何か言えることは少ないかもしれません。

むしろ、裁判所組織の中にいると、組織外のことがよく分からないので、皆さんに伺いたいことがあります。裁判員として裁判所に来てくださいという通知が来たときに、選ばれた人はどう感じるのか。また、どういう情報があれば来てもらいやすいかなどについて伺えたらと思います。裁判員経験者の体験談はポジティブな評価をされている方も多いのですが、裁判員はどんなことをしなければいけないのか気になってネットで調べた際に、例えばそのようなポジティブな情報がなかなか出てこなければ裁判所に行くのをためらうのか、また逆に、そういった情報にアクセスしやすくなり、そのポジティブな評価をたくさん見聞きすれば、裁判所に行く気になるのか、ネットという例で申し上げたのですけれども、裁判員候補者になった場合にどう感じるかや行動原理についてちょっと伺いたいと思っています。

## 委員長

裁判員に選ばれたらどう感じるのかということですが、先ほど説明いただいた資料の中で、裁判員に選ばれる層で比率的に多いのは勤労者の方々ということでしたが、企業のお立場で御意見いただければと思います。H委員、いかがでしょうか。

## H委員

私が選ばれたら、もちろん参加したいなと思います。辞退数についての質問ですが、結局、選任手続期日に25人～35人程度来るということですが、選任手続までの間で、調査票や質問票によって辞退されている場合と、全く何のリアクションもなく当日の選任手続期日に来ないという場合と両方あると思うのですが、これはどのような割合になっているのですか。

## 事務担当者

H委員の御質問の内容を統計としてまとめることまではしていません。感覚で大まかな数値で申し上げますと、先ほど質問票を90通ぐらい郵便で発送すると御説明しましたが、これは特別な書留郵便、専門用語で特別送達とありますが、これを90通送ったら、10通程度が受け取られません。80人ぐらい質問票を受け取られたとして、質問票を返送してくださらない方が20人ぐらいいらっしゃいます。質問票の返送期限が過ぎた段階で、質問票を返送していただきたい旨の御通知を普通郵便で送付しまして、御通知差し上げた方のうち半数くらいは質問票を返送してくださっています。ただ、返送されてくる質問票の回答は、「辞退したいです」というような回答も非常に多いという印象です。

## H委員

ということは選任手続の日に、連絡がなくお越しになられない方がおり、来られるだろうと思っていた人数が実際には集まらないという事態もあるのですよね。

## 事務担当者

当日来られると想定される人数のうち、1割ぐらいの方が連絡がなく欠席されるといったようなイメージであり、このような場合が出席率に影響する形です。翌日に「すみません、昨日忘れていました」といった電話を受けたりすることもあります。調査票や質問票で辞退される方、当日来られなかったり当日辞退される方がいらっしゃいますので、選定した数から徐々に減っていくという形になっています。

無関心な方ばかりでもなく、御病気、介護、養育などいろいろな理由で、辞退される方がいらっしゃいます。

## H委員



辞退率や出席率の話を探掘りしていくには、焦点をしぼらないと原因や対策を検討することは難しいのかなと思っていたのですが、どこも少しずつ減っていくということであるので難しいのでしょうかね。企業の立場からということでしたので、裁判員制度というのは、社会に貢献できるという面がある一方で、裁判員の仕事内容はすごく責任が重いということもあり、そこはてんびんにかけてしまうのかと思います。G委員がおっしゃったとおり、一般の方は裁判所から調査票などの郵便物が届いたら、まずはネットで検索するのだらうと思います。実は、私も裁判員裁判についてネットで検索をしてみたのですが、社会貢献ができるという情報よりも、裁判員はこういった仕事内容で責任がすごく重いですよ、といった情報が多く出てくるなという印象を受けました。そうすると、働いている人からすれば、余計に負担感を強く覚えるのではないかと思います。その結果、裁判所からの郵便物を受け取っても、辞退したいと感じたり、そもそも郵便物を返送するのをもためらってしまう行動をとってしまうのではと思います。

#### 委員長

ありがとうございます。I委員、質問を含めていかがでしょうか。

#### I委員

私もこの委員を引き受けてから、周りの方々にいろいろと裁判員裁判について聞いてみたのですが、まず、裁判員制度を知らない方がほとんどでした。裁判所ではこれまで裁判員裁判をたくさんされているのだと思うのですが、興味、関心が低く、また、身近な方が候補者に選ばれて通知書を受けた人もいなかったり、裁判員制度を詳しく知らない方もいらっしゃいました。30代くらいの方に、もし裁判員候補者に選ばれたという通知を受け取った場合どうするの、と聞いてみましたが、無給なんじゃないですか、とか、長い期間拘束されるんでしょう、などといった反応で、制度自体をよく知らないということが原因で壁を作られているのかな

と思いました。実際に通知が来ると、制度について調べたりとかして、真摯に向き合うこともあるのかと思うのですけれども、まずは、いかにして皆さんの制度への関心を高めるかが必要と考えます。

#### 委員長

ありがとうございます。

先ほど、岡山の事件数などのお話があったのですが、報道する側のお立場で、何かこういう原因があるのではないかというような分析は、C委員ありますでしょうか。

#### C委員

先ほど、G委員からお話がありました、「裁判員をやってみたら非常にいい体験だった」という声についてですが、最高裁の報告で、9割以上の方がそう答えたというデータがあったかと思います。裁判員を経験された方は、本当にかげがえのない非常に貴重な体験をされて、それがその後の人生にも大きく影響してくるような素晴らしい体験だったと察せられるような結果が、確か出ておったと思います。

実は、そういったことすら知られていないのではないかなと感じております。例えば、判決が出た後に行われることがある裁判員経験者記者会見でも、裁判員に与えられた守秘義務から、語られる内容は非常に慎重に選んでおられる方が多く、しかも言い過ぎたら、職員からストップをかけられることもあり、裁判員裁判の魅力も含めて発信がしづらい面があるのだらうなと感じております。

いい経験が広く知れ渡れば、「私もやってみたいな」という気持ちになる人も多と思いますし、この発信ができていないという課題であるとすれば、そこを克服したらまた一つ道が開けてくるのかなと思います。では、どういう手が考えられるのかという点ですが、例えば、ここまでなら話していいよというような具体例をマニュアル化してお示しされるのもいいかなと思いますし、ウェブサイトでいろいろ

発信されているかもしれないですけども、体験談の事例集を、冊子や書籍にするというのもいいのかなと思います。

御参考になるか分かりませんが、新聞は活字離れ、新聞離れという問題がございます。この問題に対する議論がもう20年ぐらい前から続いていて、その中で生まれた企画として、全国紙、地方紙で掲載されているニュースの中から、心温まるものを読者に選んでいただき、記事とその記事を読んだ方の感想をまとめた書籍を作成しました。HAPPY NEWSキャンペーンというもので展開しております。我々報道に携わる人間としても、こういう視点があるのだということで非常に勉強になりますし、新聞にはまだこんな魅力があるのだということを再認識するような場面もあったように思います。同様に、裁判員をお務めになった方のすばらしい体験を、世に広めていけるような手だてがあれば、さらに制度に対する関心も高まり、出席に前向きになる人が増えるのではと思ったりもいたしました。

## 委員長

ありがとうございました。

J委員、同じ立場の皆様の中で、裁判員になってこんなことをやったよというようにお話を聞かれたことがあれば、ぜひお伺いしたいです。

## J委員

我々の職務上の横のつながりというのはほとんどないものですから、残念ながら裁判員についての情報交換をすることはありません。我々は、関わったことを外に出さないということが大原則ですので、職務で知った情報を伝えるということとはできないですから、裁判員と近いところがあるかもしれません。裁判員も御自身の経験を本当は言いたいのだと思いますけれども、これを言うことによって、その事件の内容が別の面で見られてしまう可能性があると思います。そういう側面があることを考えると、裁判員になられた方が体験談を語るのは、非常に難しいところもあ

るのではないでしょうか。

特に裁判員の御発言は報道などで大きく取り上げられることもあるでしょうし、裁判員のかせになってしまわないかという点も考える必要はあるかと思います。

少し話は変わりますが、先日、とある事件について意見を述べて欲しいと頼まれたことがあるのですが、実態が分からないものに意見を言うことはできず、臆測でものごとを進めないのが司法の基本だと改めて実感したところです。

## 委員長

ありがとうございます。今の御意見の中で臆測でものは言わないという話がありましたが、やはり、様々な分析をするときにデータは非常に大事だと思います。ぜひデータの蓄積をして、分析をしていただければありがたいかなと思います。

では、事務局が伺いたい事項で、特に地裁の取組等への御意見、御感想、それから2つ目は、職場や学校における参加しやすい制度について、3つ目は、若年層へ向けた取組についてということですが、大学生にたくさん関わっていらっしゃるK委員、特に大学の先生や学生が裁判員に選ばれた場合の制度等を御紹介いただければと思います。

## K委員

当大学では、制度面、教育面での取組があります。制度面としては、学生が裁判員として参加する場合には、準公欠扱いとなりまして、学生に不利益はありません。教育面としましては、当大学の法学部では、1年生向けの少人数編成の導入教育科目の中で法学入門を教えておりますが、その一環として、全員が裁判所に傍聴に行く機会を設けております。傍聴をした学生の多くが行って非常によかったという感想を持つようですし、授業とは関係なくぜひまた行ってみたいという声も聞きます。先ほどC委員から、裁判員経験者は裁判員をやってよかったという御意見が大半だというお話がありましたけれども、一度でも裁判に触れる体験をした人とそうでな

い人が感じる違いは非常に大きいのかなと思います。学生は準公欠扱いとなると申し上げましたが、教職員が裁判員になる場合には、特別休暇の対象になっております。もっとも、休暇に関する制度があったとしても、仕事の兼ね合いもありますので、実際に休めるというわけでもないような気がします。せつかくですので、委員の皆様職場で、休暇制度以外で何か工夫例などがあれば伺ってみたいと思います。

#### 委員長

職場での休暇制度以外に工夫例などがございますでしょうか。

#### H委員

弊社でも、裁判員に選ばれた場合は特別休暇が取れる規則となっており、これまでも少数ですが制度を利用したことはあると思います。ただ、社員が裁判員の候補者になっていることは分かりませんので、実際に社員が「裁判員に選ばれたので休みます」と言ってきたときに初めて分かります。そのため、実は裁判員を辞退していた社員がいたとしても把握はできませんし、その理由も不明ですので、現状は休暇制度以上に何かできることがあるかと考えても、なかなか難しいかと思っております。

あるとしたら、例えば、候補者名簿に載ったことが通知される11月頃に、何か意識づけのようなことができるのかもしれませんが、それが効果があるものか分からない中で、じゃあやれるのかと考えるとやはり難しいな思います。

#### G委員

気になるのは2つあって、1つは、H委員からまさに言われましたような、会社が裁判員裁判に参加できるような休暇制度を整えていたとしても、実際的な障害、それが裁判員に参加することの精神的な負担なのか、あるいは、上司からの無言の圧力というか、そういった付度的なものによるものなのかといったところがどこま

であるのかという問題が1つ。もう1つは、I委員が言われましたように、そもそも制度に関心がないというところをどうしたらいいのかというものがあり、この点については、裁判員経験者の経験談をいかに発信できるかが問題となると思っています。確かに裁判員の守秘義務はあるわけですが、何となくその守秘義務がすごく拡大解釈されていて、何でもかんでも秘密にしなければいけないと思われているところもあるのかなと。確かに評議の内容は秘密にしなければなりません、つい最近、日弁連が出している裁判員の体験談を見ますと、選任の通知がきてからのやり取りとか、心情についてをすごく赤裸々に述べられているところもあり、これぐらいはしゃべってもいいものだと思います。裁判員になられた方はどこまでしゃべって良いか分からずに、もうとにかく秘密にしなければいけないと殻をかぶっているのではないのかなと思ったところです。この辺りは裁判所の発信力の乏しさなのか認識が広く行き渡っていないところが問題点としてあるのかなと思いました。

## 委員長

ありがとうございます。

発信力というような言葉などもありました。裁判所の担当者からの説明の中で、裁判員制度に興味関心を持っている層として、10代と70代が多いという説明があったのですが、実は私、非常に意外に思いました。10代に興味関心があるということは、多分学校教育の一つの成果なのだろうなとちょっと心強く感じたところです。この若い世代に、より興味関心を持ってもらうような働きかけの工夫例についてですが、これまでに選任された10代は非常に数少ないのは18歳、19歳しか選任されていないのでこれは仕方がないかなと思います。では、20代、30代といった比較的若い年齢層にどうアプローチしていくのか、御意見や御感想をお持ちの委員はいらっしゃいますでしょうか。

K委員、若い世代と触れ合っている御立場として、いかがでしょうか。

## K委員

法学部においては、最初から法学に関心のある学生が集まっており、裁判員制度について説明して関心を持ってもらうということが比較的容易にできる条件が整っているように思います。さらに若い世代、中学生、高校生に対して、どうアプローチしていくかも重要であるかもしれません。当大学においても、中学生、高校生向けに、弁護士会と共催で法学部生有志も参加して、法学はこういうものなんだよ、といった簡単な授業を行う「ジュニアロースクール」という催しをやっております。そういった機会も今後活用して若い世代の法への関心を高めていければと考えております。

## 委員長

ありがとうございます。

A委員の職場におかれましても若い世代に対して、どうアプローチしていくかということに関して御苦勞もおありだと思いますけれども、何か御意見はございますでしょうか。

## A委員

消費者トラブルの実態を若い世代のうちから知ってもらえていれば、大きな被害は徐々に少なくなってくるだろうという認識を持っていますので、裁判員制度と同様に、私どもも若年層へのアプローチは重要であると考えています。

また、少し前から、学習指導要領に消費者教育が入りました。裁判員制度がどうなっているかは分かりませんが、裁判所でも出前講座をされているようですので、中学校や高校などと連携して、引き続き出前講座をされるのは良いかと思います。出前講座が行けなかったら、学習に資する素材を用意しておき、こういった資料、素材がありますよと学校現場に発信するなどの展開も考えられるのではないでしょ

うか。

## 委員長

ありがとうございます。今、学校現場の話をいただきましたので、私の立場でお話をさせていただきますと、裁判員制度については、高校でいうと公民科の科目で扱っているところです。学習指導要領の中にも、当然、裁判制度について学習をすることなどが入っています。

消費者教育、法教育、金融教育などもやってほしいというようなことが次々盛り込まれてくるのですけれども、教員からすると、学校で、一つ一つの事象を掘り下げていくのもなかなか難しい部分もあります。実際の実践は教科だけではなくて、総合的な探究の時間であるとか、特別活動というような時間を使ってやっていく形になります。そうした中で、教員としてやはり一番ありがたいのは、授業のための資料や材料です。資料がいかに使いやすい資料であるか、授業を展開する側からしたら、この資料を使ったらこんな授業が展開できるなとかという、わくわくするような資料や材料というのは重要です。例えば消費者教育でやってくださっているのですが、授業の展開例のようなものをつけていただくと、それを参考にして授業をこう組み立ててみようというような発想が深まっていくところがあります。ぜひ、学校にアプローチするときには、そうした資料を頂ければありがたいと思っています。

また、学校では家で何時間勉強していますかという学習実態調査をしておりますが、本校での調査によると、以前の勉強時間の最大の敵はテレビだったのですが、今はスマホです。スマホを触っている時間が多く、動画やSNSというのが、特に10代とか20代の前半の若年層の方々には、非常にリーチするメディアではないかなと思っています。

私の学校も、InstagramとTikTokを駆使して、いかにふだんの情報を発信していくかというところは意識をしています。裁判所もぜひSNS等も駆使していただい



ればいいのかなと思います。

ほかに、何か御意見等ございますか。

#### F 委員

委員の皆さんのお話を伺っていて、2つの課題があるのかなと思いました。一つは環境を調整する必要があるということと、もう一つは、市民の皆さんに制度を知ってもらって意識を高めていく必要があるという、いわば外面と内面の両面からのアプローチが求められるのかなと思ったんですね。

「環境」については、規模が大きい企業は特別休暇が整備されているところが多いかと思うのですが、中小企業や個人事業主はなかなかそうはいかない。休んだ分の影響も大きいでしょうし、そこをどうやって乗り越えていくのか、なかなか難しい課題だと思っています。

もう一つの「意識」の課題については、制度施行から時間も経ち、徐々にみんな慣れてしまって、制度施行当初のインパクトがなくなっているというのも大きいのかなと思います。そこで、例えば、裁判所と検察庁と弁護士会がコラボして、法曹三者合同で何かイベントをすれば、おそらく新聞社も取り上げてくださるのではないかと考えておりますので、市民の意識向上に向けた活動の一つとして考えられるかなと思った次第です。

#### 委員長

ありがとうございます。どうですか、その三者合同というアイデアはどうですか。

#### B 委員

大変いい提案だと思っています。

委員の皆様の話をお伺いしても、正確に情報を発信することは、やはり大切なことだと考えているところです。国民の皆さんにどこまで裁判員制度について正確

に情報が伝わっているのだろうか、受け止めておられるのだろうかというところをもう少し真剣に考えないといけないなと思っています。

関心の低下については、良くも悪くも制度が定着してきたという現れでもあるとは思っておりますので、それが一概に悪いというわけではないとは思っています。今の時代は、特に成年年齢が引き下げられ、若年層から法律に親しむということは、予防法学という考え方の観点からも重要性は高まっているのだと思います。社会生活をする上においては法律は切っても切り離せない問題でありますし、裁判所をはじめ法曹全体でいかにアプローチしていくのかを考えていかなければいけないところだと思っています。特に、若年層に対して法曹がどうアプローチするのかという点は裁判員裁判を活性化していく一つの要因になるだろうと思っているところですので、委員長のお立場から裁判所あるいは法曹全体に対して、授業にどのような形で関与をすればよいか何か要望なりアイデアなりいただけたらありがたいなと思っております。また、F委員が言われるように、裁判所と検察庁と弁護士会が一体となって何か行事をすることは、選択肢として考えて良いのではと思っています。実際に、「法の日」週間行事として、裁判所、検察庁、法務局と弁護士会が共催で見学ツアーをいたしますけれども、こういう試みを少しずつ拡大していきたいと思えます。近年は裁判所だけで裁判員裁判の模擬裁判をやっていますが、やはり、検察庁や弁護士会の協力を得て模擬裁判を行うとインパクトは大きいのかなと考えております。

## 委員長

学校側の視点からの意見ですが、オープンスクールを開いたり、SNSをやったりといったことはしているのですが、一番評判がいいのは、進学先の高校をどこにしようかと考えている中学3年生に対して、身近な先輩、例えば高校生が実際に輝いている姿を見せてあげることです。これが一番手応えがあり、中学3年生や中学の先生方からの評判も非常に良いですので、先ほどC委員もおっしゃいましたが、

いかにいろいろな世代の方々に生の声を届けていくかというところが大事なかなと思っています。

## B委員

本当にいろいろ良い意見をいただきまして、裁判所の運営の際に活かしていきたいと思っております。先ほども申し上げましたが、果たして裁判員裁判がどういう実態なのか、国民の皆さんにきちんと理解してもらえているかなというところがあります。実は私も民事の裁判を中心にやってきて、裁判員裁判を一度も担当したことがありません。裁判員裁判の傍聴はしたことはありますが、残念ながら、生の本当の評議を見たことはないのです。ただ、模擬の評議は何度か見させていただいて、非常にいい評議をしていると感じました。議論というのはこういうものだということを、改めて感じさせられました。そして、裁判の中で行われる合議の在り方というのは、やはりこうでなくてはいけないのだろうなということを、改めて考えさせられました。

裁判員として参加をすると、裁判をするというだけではなく、これから生きていく上において、社会生活の取組において、何かメリットがあるのだということを、もう少し発信できないかなと感じているところです。ありがとうございました。

## 委員長

時間的に、もうお一方、お二方の御発言ぐらいで多分終了かなと考えておりますが、この機会に、もう少しこれを言っておきたいという方がいらっしゃいましたら御発言いただければと思います。

## E委員

私も今日の議論を聞いていて思い出しましたが、先ほど法曹三者合同での模擬裁判の話が出ましたが、まさに制度が始まるくらいのときに、裁判員制度に向けてみ

んなで準備しなければというところで、岡山でも三者合同で模擬裁判を実施したと記憶してます。我々は制度に慣れてきてしまったところもありますが、三者合同で模擬裁判のようなことをやろうかといったことは、我々としても今後検討してもいいのかなと思いました。

若年層へのアプローチについてですが、これも制度が始まった当初、高校から講師派遣依頼が弁護士会にきて、私も行ったことがあります。3クラスある高校でしたけれども、クラスごとに弁護士、検察官、裁判員・裁判官と分かれて学んでもらいましたが、非常に勉強になったという感想もいただきました。最近はあまり裁判員制度についての講師派遣依頼が来ておりませんが、お話があれば弁護士会も講師派遣はできると思いますので、委員の皆様も持ち帰って御検討いただければと思います。

#### D委員

私からも何点か申し上げます。裁判所とのコラボレーションについては、「これからの広報行事について」というテーマで行われた第50回地裁委員会の際にも、私の方から提案しておりました。裁判所、検察庁、弁護士会がそれぞれの立場で、出前授業などの広報行事に取り組んでおりますが、そういった中で、法曹三者が一緒に行事をやるということもあり得るのではないかという思いから御提案いたしました。裁判員制度となりますと裁判所がメインになるとと思いますので、裁判所からお話をいただければ幾らでも協力させていただく気持ちはです。多分、弁護士会もそういった積極的な思いはおありではないかと思っております。

若年層への広報ですと、検察庁も中学校、高校、専門学校、大学を対象とした活動をっております。模擬裁判選手権の優勝した学校の支援もさせていただいてました。

また、辞退率の話がありましたけれども、それに関連して1点申し上げます。裁判員等経験者との意見交換会を裁判所が開催されておられますが、前任庁のときに

出席した裁判員等経験者の意見交換会でも守秘義務の話が出ましたが、経験者からは「何を話していいか分からず本当に怖い」という意見があり、「周りの方からも『ちょっと話ただけでも大変なことになるんでしょ』と言われることもある」ように、こういった誤解を解いていかなければならないなという話になりました。また、制度として特別休暇はあるんだけど、それが知られていないということや、実情として、職場が快く送り出してくれるような状況にはないといった御意見もありました。これについては、例えば経済団体の集まりとかに話す機会をいただいて、従業員の方が制度に参加しやすい環境作りをお願いするなどもあり得るのではないかなど、いろいろやれることはあるのではと感じておるところでございます。

あと、選挙と一緒に、やはり参加することについて面倒と感じられるのは絶対あって、選挙には参政権の行使という比較的分かりやすい意義がある一方で、裁判員裁判の意義がそれほど浸透していないというところもあり、裁判員制度に参加する意義をもっと打ち出していかなければと感じました。

最後に質問なのですが、調査票や質問票を郵送する封筒の中に、裁判員経験者の良い経験となったと回答した割合の高さですとか、裁判員制度には高い意義があるので、協力を呼び掛けるような紙も同封したらいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### 事務担当者

岡山地裁が候補者にお送りする質問票には、「すつとわかる、裁判員制度なるほどブック」を同封しておりまして、その裏表紙に裁判員に対するアンケート結果が掲載されております。

#### D委員

ありがとうございます。制度の意義についてもっと前面に押し出したらと思います。また、検察庁としても、検察活動の広報の一環として裁判員裁判の広報をする

際には、制度の意義の高さをしっかり伝えていかないといけないとの思いを新たにしました。

## B委員

先ほど説明させていただいたように、「すっとわかる、裁判员制度なるほどブック」というパンフレットの中には、かなり詳細なものではありますが、裁判员を務めた感想や困ったことなどの声が赤裸々に書いてありますので、これを見ていただければ御理解いただけるのではと思っております。

特に会社、企業に対する広報を考えなければいけないなど思っているところです。社会人向けの出前講義も必要ですし、あるいは、商工会議所での勉強会なども今後お願いすることもあるかもしれません。

## 委員長

ありがとうございました。

最後に付け加えをさせていただければと思います。フライヤーなどの資料を作成するときに、全ての情報を一つのペーパーに入れたいと思うのですが、情報量が多過ぎると読んでくれないことがあると思います。例えば、制度の説明や、経験者に語っていただく御感想などを短い動画にして、ペーパーにはその動画にアクセスできる二次元コードを載せるのいうのも一つの方法かなと思います。

(別紙第3)

**【次回のテーマに関する意見交換】**

委員長

本日のテーマの議論は尽くせたということで良いでしょうか。

では、次回は新しいテーマに移りたいと思いますが、委員の方でテーマについて御提案がある方はいらっしゃいますか。

裁判所からは、「民事裁判のデジタル化について」を取り上げてはどうかと聞いておりますが、いかがでしょうか。

それでは、次回は「民事裁判のデジタル化について」をテーマとしたいと思います。